

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>1 ロボット等に利用可能な電波の出力上限の緩和</b>								
048030	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	無線設備規則第49条の20	電波障害・混雑等の生じない範囲で、必要に応じた範囲において送信出力を増大する。	いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、総務省では、情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。	-	-	-
078020	秋田県大潟村	(仮)創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	電波法27条18、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則2条(特定無線設備) 民法207条 航空法81条、航空法施行規則174条1号イ	【電波法関係】デジタル簡易無線局(登録局)の出力を最大5Wより大きくする(村全体を1～2局でカバーできるようにする。) 【航空法】基本圏場・副圏場と場所が分かれているほか、共同利用等で隣接圏場への移動や、公道(農道)を渡っての飛行が必要であるため、届け出のみで飛行ができるようにする。 【民法】圏場(農地)に限り、他人の所有地の上空は自由に飛行できるようにする。	簡易無線局は、多数の免許人又は登録人が周波数(チャンネル)を共用して利用するシステムのため、現在よりも空中線電力を大きくした場合、電波の飛ぶ範囲が広がり、地域的な共用性が低下し、チャンネルの利用が非効率的になります。また、ご提案のような、農耕機等の自動走行のため、GPS情報を固定地点から連続的に送信する利用においては、地域的にチャンネルを占有することとなります。このため、簡易無線の登録局として、5Wを超える空中線電力をご提案のような用途に用いることは、広範囲において他の簡易無線局の使用に支障を与える可能性が高く、チャンネルを共用して使用する簡易無線局の利用になじまないものと考えます。 ご提案のような、GPS情報を固定地点から連続的に送信する利用ニーズについては、各種業務用の免許局として400MHz帯の周波数(空中線電力が5W超の利用が可能)を確保しており、各種業務用の免許局として免許申請を行って頂ければ、審査を経た上で現行制度下において空中線電力が5W超の無線局の開設・利用が可能です。	-	-	-
-	愛媛県今治市	ドローンによる橋梁保守点検	無線設備規則第49条の20 航空法第132条 航空法施行規則第236条、第236条の3	・電波障害・混雑等の生じない範囲で送信出力を増大 ・航空機等の飛行に支障がある範囲とされている高度規制の緩和	いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、総務省では、情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>2 ロボット等に利用可能な周波数帯域の拡大</b>								
045020	千葉市	幕張新都心から挑戦する未来都市実証特区～多世代・多文化が共生する国際都市～	電波法第26条	業務用の無人飛行機(ドローン)専用の周波数帯域を割り振る。	いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、総務省では、情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。	-	-	-
059090	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉	電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局	趣味の範囲を超えて将来の実用性を想定した上で、システムの安全性・信頼性を高めるために、通常利用されている周波数(2.4GHz)以外の電波利用を認める。	いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、総務省では、情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。	-	-	-
061040	(非公表)	(非公表)	電波法第26条1項 電波法第27条の18	電波リソース国際的にはITU-WRC12※4で5030-5091MHz帯の分配が決定しており、日本国内でも当該電波リソースを利用できるようにする。	国際的に、該当する周波数帯における航空管制等に係る電波の使用は、国際標準の航空システムに限って使用可能とされており、無人機の航空管制については、ITU(国際電気通信連合)やICAO(国際民間航空機関)等において、今後議論が進められていくものと承知しており、具体的な管制の方式やそのために使用する周波数等においても、当該議論の中で定まってくるものと想定しております。 このため、無人機の航空管制用周波数等に係る我が国における制度整備についても、国際的な議論を踏まえて検討を行う必要があります。	-	-	-
061050	(非公表)	(非公表)	電波法第26条1項 電波法第27条の18	特定区域において、実施に使用されていない周波数を利用できるようにする。また、無線局について、特定の条件下においては、無線局として登録されている周波数以外も利用できることとする。	電波は、特区等の行政区域とは関係なく空間を伝搬することから、無線局の運用場所が特区内に設定されていたとしても、隣接する地方自治体等、周辺地域への影響についても配慮する必要があります。 特定の地域・条件下において、ソフトウェア無線を使用した防災システムの運用の実証実験を実施するにあたっては、事前にその地域・条件下で使用可能な周波数をいくつか選定した上で実験試験局を開設することで現行制度でも対応可能と考えます。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>3 無線局における目的外利用の拡大</b>								
061060	(非公表)	(非公表)	電波法第52条	特定区域においては、平時においても異組織間相互接続ができることとする。	特定の地域・条件下において、ソフトウェア無線を使用した防災システムの運用の実証実験を実施するに当たっては、実験試験局等の無線局の新たな開設が必要と考えられますので、その際の免許人や通信の相手方の設定の仕方により現行制度でも対応可能と考えます。	-	-	-
<b>4 技術基準適合証明の不要化</b>								
059110	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実証協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉	電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第41項)・・・免許を要しない無線局	無線機器を扱う場合の「技術基準適合証明」に関し、実験に際しても、取得には基本料が機器の台数に応じて掛けられ、手数料として支払う必要があるため、特区内で行う事業に関しては当該証明を不要とする。もしくは、複数台分の無線機器について同時期に当該証明の交付を受ける場合、その無線機器が同機種のものであれば、1台分の証明で、複数分の証明とすることを認める。	電波を使った各種の実験や試験を行う場合、そのための無線局(実験試験局)を開設することが可能です。技術基準適合証明等未取得していない無線設備であっても、電波法第7条各号の規定に適合していれば、無線局免許を取得できます。 また、技術基準適合証明等の取得については、無線設備一台ごとに証明を行う方法の他、無線設備の設計図(工事設計)等に対して認証を行う方法(工事設計認証制度)を活用いただくことにより、同じ種類の無線設備について、一台ごとの証明は不要となります。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>5 無線局免許の不要化</b>								
043090	徳島県	誰もが輝く！とくしま総活躍特区！～徳島から「一徳総活躍社会」を実現！～	電波法第4条・第10条・第38条の6・第38条の33・第39条・第39条の13 電波法施行令第3条、電波法施行規則第6条・第33条 航空法第132条の2 道路交通法第77条	特区内のUAV使用については、事前に使用者と使用機材を申請・登録し、必要な整備（検査）を行うことを前提に許可する。その前提のもと、電波法に關しては、特区で指定した機材は免許を必要とせず使用可能とする。また、特定実験試験局に対しても事前の包括的な申請により都度の申請を不要とする。また、UAVの飛行について、道路使用許可を有する場合や航空法第132条の2各号によらない飛行を行う場合においても、実証実験に必要なものについては、区域計画の中で県が認めることとし、航空局や警察への包括的な事業計画の届け出により、都度の許可申請を不要とすること。	現在市販されている小型無人機の多くは、小電力データ通信システム(いわゆる無線LAN)などが使用されており、このような、免許を要しない無線局の基準に合致しているものであれば、免許を取得せずに運用することが可能です。また、他の無線局に対する混信を防止するために、特定実験試験局であっても、電波の無線設備について、都度の申請により、申請の内容と無線設備が発射する電波の質等が合致していることの確認が必要です。	右提案者からの意見を踏まえ、貴省の見解を回答された。	大学や民間団体との共同研究で実証実験を行う場合も多く、必ずしも現在市販されている小型無人機を使用する場合は限りではありません。実証実験で使用するその他機材を含め、十分に安全性を担保した小型無人機の実証実験が行われる場合は、実用化に向けた迅速な推進が図られるよう、より柔軟な運用に御配慮いただきたいと思います。	市販されていない小型無人機についても、他の無線局に対する混信を防止するのみならず、適切な運用を確保するために、特定実験試験局であっても、電波の無線設備について、都度の申請により、申請の内容と無線設備が発射する電波の質等が合致していることの確認が必要。また、他の無線局に対して混信を与えないことが確認できれば、特定実験試験局制度を活用した免許を取得することで運用することが可能です。
<b>6 無線従事者配置の不要化</b>								
061070	(非公表)	(非公表)	電波法39条	特定区域においては、特定の無線機の使用に無線従事者を不要とする。	電波は、特区等の行政区画とは関係なく空間を伝搬することから、無線局の運用場所が特区内に限定されていたとしても、隣接する地方自治体等、周辺地域への影響についても勘案する必要があります。このため、特定の地域・条件下において、ソフトウェア無線を使用した防災システムの運用の実証実験を実施するにあたっては、無線設備の適切な操作・監督が求められることから、無線従事者の資格は必要です。なお、主任無線従事者を配置するなどにより、資格のない者による操作も可能です。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>7 ドローンに係る電波利用ルールの制定</b>								
059080	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区 @人吉	電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局	特区内でUAVの無人飛行やセンサーネットワークを実現するにあたり、播種やデータの伝送のために電波を利用することになるが、その電波の利用にかかる新たなルール(電波法、電波法施行規則、設備規則、技術基準等)設定を行う。例えば、特区内に限って、混信等の可能性がない周波数帯の割り当てなど。	いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、総務省では、情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。	-	-	-
059100	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区 @人吉	電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局	現状、国際標準化されている無線規格(周波数帯域)であっても、国内の他の既存無線局等との共用・共存の条件や利用のための技術基準が構築になっている等の問題から、利用システム普及の障害になっている場合があるため、分かりやすい技術基準ガイドライン等を整備する。	総務省では、電波利用ホームページ( <a href="http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm">http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm</a> )や、各地方総合通信局のホームページ等において、電波利用に係る各種制度等についての周知を行っております。今後とも、国民の皆様のご理解を得られるよう、一層の周知・啓発等に努めてまいります。 なお、一般社団法人電波産業会(ARIB)において、国の技術基準を含めた規格書を公表しておりますので、そちらもご参照下さい。	-	-	-
067100	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	・電波法 ・航空法	航空法や電波法など、安全な無人飛行を実現するための措置を講ずる。	電波法は、電波の能率的な使用の確保の観点から、必要な規定を定めているものであり、いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機の安全な運航についての措置を定めるものではありません。  なお、総務省では、いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、総務省では、情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>8 高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和</b>								
005010	兵庫県	水素エネルギー活用のための保安規制の緩和	危険物の規制に関する政令第9条第1項・危険物の規制に関する規則第12条第1項	知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場に限り、高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和などを認めること。	危険物施設である製造所等に求められている保安距離については、危険物施設の火災が高圧ガス施設に延焼することや、高圧ガス施設に事故があった場合にその影響が直接製造所等に及ぶことを防止するための距離として定められているものです。 危険物施設、高圧ガス施設それぞれの事故を想定し、対策を講ずること、お互いに影響が及ぶことがないことが証明できる場合は、各自治体での特例において、保安距離を短くすることも考えられます。また、高圧ガス施設と危険物施設との保安距離については、「主要な工程が連続している」「施設間に延焼を防止できる耐火構造の壁又は障壁があること」等が満たされる場合は、保安距離については緩和できることは、従前から示されています。 なお、ご提案のものについては、内容が不明であることもあり、保安距離を短くすることの適否は判断できないと考えられます。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	これまで、水素スタンドや燃料電池自動車に係る規制緩和について、様々な項目について検討・実施されており、水素発電設備の導入を促進する観点から、当該規制緩和についても、安全性の確保を前提として、運用通知で示された従来の緩和内容を拡大する方向で検討を進めていただきたい。	ご提案のものについては、今回のご意見を踏まえても、内容が不明であることから、保安距離を短くすることの適否は判断できないと考えられます。より具体的な情報を提供いただければと思います。 なお、これまで回答させていただいているとおり、各自治体の特例において保安距離を短くすることが考えられるほか、その具体例は従前から示されており、
<b>9 ふるさと納税納付者に対する当該自治体での選挙権および被選挙権の付与</b>								
081010	戦略特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと選挙」制度の提案 ～「ふるさと納税」者に選挙権と被選挙権を	公職選挙法第9条第2項 公職選挙法第10条第1項第3号、第5号	特定の自治体（特に、過疎化の進む地域などを想定）に一定額以上のふるさと納税を行った者に対し、その居住地にかかわらず、当該自治体での選挙権および被選挙権を付与する。 ①選挙権：当該自治体の長および議会議員の選挙について、「○票」の選挙権を付与。 ②被選挙権：当該自治体の議会議員の選挙について、被選挙権を付与。 これにより、「平日は都念で働き、週末はふるさとで議会活動」という新たなスタイルを可能にする。  (注1) ふるさと納税の金額などの条件、付与する票数(○●票)などは、自治体ごとに定める。 (注2) 当該自治体の議会は土日のみ開催することとし(また、必要あれば、テレビ会議参加を可能とし)、地域外に居住する者が実際に議員として参加できるようにする。	「ふるさと納税」は、自治体に対する寄附である。これを行った者に特典として地方公共団体の選挙の選挙権及び地方公共団体の議会の選挙の被選挙権という寄附権を付与することは、寄附権という基本的人権としての性質に乏しい。また、選挙権には憲法第15条第3項の普通選挙の原則が適用されるべきこと、自治体に寄附したことに着目して選挙権を付与することはこれに違反するおそれがある。	-	-	-
<b>10 公務員の在職中における議員兼業制限の撤廃</b>								
082010	戦略特区ビジネスコンサルティング	公務員の地方議員兼業を可能に(「ふるさと選挙」制度の補足提案)	公職選挙法第89条	特区内に限り、国家公務員や他の自治体の公務員が議員兼業できるよう特例を設ける。	どのような者の公職への立候補を制限するかについては、民主主義の根幹である選挙制度に関わる問題であり、特区として実験的に行う性質のものではなく、このような制限については、団体ごとに差をつける合理的な根拠は認めがたいこと、また、各党各会派において御議論いただくべき事項であることから、特区として対応することはできない。	-	-	-
<b>11 被選挙権付与年齢の緩和</b>								
097010	特区ビジネスコンサルティング	若者政治参加特区の提案 ～被選挙権付与の年齢引き下げ～	公職選挙法第10条第1項第5号	・市町村議会などの選挙に関して、被選挙権の年齢などの制限につき、市町村が独自に設定できるようにすること。 ・「若者クオータ」の設定 ・市議会の被選挙権年齢を20歳に引下げ、若者用の議席枠(クオータ)を設ける。	被選挙権の年齢や当選者の決定方法については、民主主義の根幹である選挙制度に関わる問題であり、各党各会派をはじめ幅広く御議論いただくべき事項であること、また、特区として実験的に行う性質のものではなく、被選挙権という基本的人権について、団体ごとに差をつける合理的な根拠は認めがたいことから、特区として対応することはできない。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>12 公的不動産の活用における手続きの簡素化</b>								
047010	日立キャピタル株式会社	公的不動産の有効活用および公共建物リース方式の活用	地方自治法第96条第1項第4号等、第6号～第9号、第10号、第11号 地方自治法第238条の4第1項	経済活性化、財政健全化を目的に、あらかじめ行政機能の集約化、複合化、耐震化など指定された目的で行政財産のリースバック化を行う場合は、議会の承認を不要とする。	地方公共団体が行う財産の処分については、住民の利害や地方公共団体の財政負担に大きな影響を及ぼすため、一定の財産の処分については、住民の直接の代表者である議会の議決を経ることにより、議会がチェックすることとされている(地方自治法第96条第1項)。 経済活性化、財政健全化を目的に、あらかじめ行政機能の集約化、複合化、耐震化など指定された目的でリースバック化を行う場合であっても、住民の利害や地方公共団体の財政負担に大きな影響を及ぼす一定の財産の処分であることは変わらないため、住民の直接の代表者である議会の議決を経ることにより、議会がチェックする必要がある。	-	-	-